研究

デジタル時代における「編集の自由」の保障とそのあり方 一ノルウェーにおけるメディア政策を題材として一

Guarantee of "Editorial freedom" and its Ideal form in the Digital Age: Based on the Media Policy in Norway.

キーワード:

編集の自由、ノルウェー、メディア政策、編集者綱領

keyword:

Editorial freedom, Norway, Media Policy, Editor's Code

静岡県立大学短期大学部 上 田 一 紀 University of Shizuoka Junior College Kazuki UEDA

要約

本稿は、デジタル時代における編集の自由の保障とそのあり方について検討するものである。編集の自由に関して、ノルウェーでは、メディア政策という文脈において積極的に同自由の保障やそのあり方に関する議論が展開されている。そこで本稿では、なぜいまノルウェーを題材として編集の自由を論じるのか、という点を明確にした上で、日本の参考となりうる普遍的な論点の析出も意識して考察を進めていく。

まずノルウェーでは、①編集者の自由の保障、編集の独立の原則の強化(法制化)、②編集者の自由を享受し、民主的機能を果たすメディアへの支援・助成、③編集者に特有の自由の行使に伴う責任の明確化、という3つの方向性があることを指摘する。

そしてこれらの議論を踏まえ、日本における編集者の自由の保障に関しては、まずメディア環境全体の状況をトータルに勘案した上で、国家の関与の余地について検討を加え、慎重に制度設計がなされるべきであることを確認する。そして、メディア環境全体をデザインするという観点から、編集者の自由を享受・行使するメディアへの助成制度が、編集上の独立性が揺るがないよう設計されている場合には

原稿受付:2022年6月19日 掲載決定:2023年1月12日 有効であることを指摘する。とりわけ、編集者の自由の確保とそれにリンクした編集メディアへの助成策がセットで展開されることが重要であると主張する。さらに、責任の議論に関しては、報道機関とオンラインプラットフォーマーの協働、オンラインを対象とした救済制度の設計の可能性等について述べ、自由の行使に伴う責任の明確化が肝要であることを確認する。このような編集の自由へのアプローチによって、日本の編集メディアは民主的役割を果たすことができると考える。

Abstract

This paper examines the guarantee of editorial freedom and its ideal form in the digital age. With regard to editorial freedom, in Norway, its guarantee has been actively discussed in the context of media policy. Therefore, this paper first clarifies the significance of studying editorial freedom today. Then, while analyzing Norwegian media policies related to editorial freedom, I attempt to identify and discuss some universally important senses that can serve as a reference for media studies in Japan.

As for editorial freedom in Norway, the paper points out that there are three directions. Namely, (1) to guarantee (legislate) the editorial freedom enjoyed by editors and to strengthen the principle of editorial independence, (2) to support and subsidize media that fulfill democratic functions, and (3) to clarify the responsibilities associated with the exercise of editorial privilege.

On the basis of the discussion of these directions, this paper first argues that there is room for government involvement in editorial freedom, taking into account the media environment as a whole. However, it confirms that the institutional design should be carefully considered. Second, from the perspective of the overall design of the media environment, it is noted that subsidy regimes for editorial media can be effective if they are designed in such a way that editorial independence is not violated. Particularly, I argue that it is important to implement the guarantee of editorial freedom and the subsidization of editorial media linked to it as a set. Third, regarding the discussion of responsibility, this paper discusses the possibility of collaboration between media and online platforms and the design of redress systems for online, confirming the importance of clarifying the responsibilities that accompany the exercise of freedom. This paper argues that such an approach to editorial freedom enables the Japanese press to play a democratic role.

1 はじめに一問題意識と「問い」―

インターネットメディアが台頭する近年のメ ディア環境では、ICTの発展により、受け手は能 動的にネット上の多様な情報にアクセス可能と なっている。しかしこれらの情報は、オンライン プラットフォーマー(以下, OP)の独自のアル ゴリズムによるフィルタリングを経て受け手に届 けられる。そのため受け手は、自分に都合の良い、 個別にカスタマイズされた情報だけを消費するよ うになり、その結果、言論市場に歪みが生じ、社 会の断片化や二極化現象に発展することが問題と されている (Loecherbach et al, 2020)。また、 新聞・放送等のいわゆるレガシーメディア(報道 機関)による専門的な編集を経ない情報がイン ターネット空間に多く存在していることから, フェイクニュース、ヘイトスピーチ等の有害・違 法な情報やその拡散の問題に対して適切な対策を 講じることが求められている。このような状況に 対して、近年、OPのあり方、あるいは規律や責 任が詳細に検討されている。

その一方で、OPの規律に加え、レガシーメディアが民主主義社会に果たす役割を再考・再評価する視点が提示されている(Michailidou et al、2021)。例えば、水谷(2019)は、OPの実装するパーソナライズ・フィルターはユーザーの「知りたい」ことに応える機能を果たしているが、これを、報道機関がわれわれの「知っておくべき」ことを伝える役割と峻別し、「知る権利」に仕えるという報道機関の性格の重要性を確認している。

このように報道機関がジャーナリズムに要請される倫理・規範に基づき、専門的な価値判断(編集)を行い、国民の知る権利に奉仕する機能を果たすことで、国民が主権者として政治参加することを可能とする。OPが台頭する現在においても報道機関は民主政に不可欠な機能を果たすことを期待されているのである。そのためレガシーメディアが知る権利に奉仕しうる報道を行えるか否

かは、OPの適切な規律に並んで、民主主義社会 にとって重要な論点であるといえる。

しかし報道機関がこのような民主的役割を毎回 最大限に発揮できているかといえば、そうではない。それは報道機関が組織として運営されているためである。報道機関では、様々な立場の人々が 関わりながら紙面の作成、番組の制作等の表現活動を行っているため、発信する内容について、編集上の意見の対立が生じることが予想される。例えば、メディア企業の経営者は、経済的利益の追求を視野に入れて表現活動を行おうとする一方で、編集者は、市場の論理に屈することなくジャーナリズムに期待される倫理・規範に基づき編集を行おうとするだろう。

このような組織における記事や番組を編集する 権利・自由(編集の自由)はいかにあるべきだと 考えられてきたか。また、デジタル時代の民主政 システムにおいて、同自由の理想的なあり方はい かなるものか。

本稿では、編集の自由に関して、先進的な政策 を展開するノルウェーを事例研究の対象とし考察 を進める。ノルウェーの編集の自由に関連するメ ディア政策は、従来のレガシーメディアにおける 編集の自由の議論から、インターネットメディア の台頭した現在のメディア環境における編集の自 由のあり方に至るまで、通時的・継続的に展開さ れている。そのため、日本における伝統的な編集 の自由の議論への示唆となるだけではなく、デジ タル環境における編集の自由. ひいてはジャーナ リズムのありようそのものを検討していく上で参 考となると考えられる。以下,本稿では、まず先 行研究や関連する研究をレビューしながら本研究 の意義や位置づけについて確認する(2章)。次 に、編集の自由の保障と独立に関するノルウェー の政策・制度を取り上げ、検討を加える(3章)。 そして、日本の状況への示唆となりうる論点の析 出を意識して考察を進め、デジタル時代の編集の 自由の保障とそのあり方について論じたい(4章)。

2 先行研究,及び本研究の位置づけ

2.1 編集の自由に関する議論の重要性

報道機関の表現活動は、①取材=情報の収集、 ②編集=情報の加工、③報道=情報の伝播、とい う一連の行為によって構成され、とりわけ②は収 集された情報を公表に向けて自由に取捨選択し. 加工・処理する段階として極めて重要な作業とな る(芦部, 1986:194)。特に、政治(外務省秘 密電文漏洩事件判決(最決1978.5.31刑集32巻3 号457頁)) や公共的事項(北方ジャーナル事件 判決(最大判1986.6.11民集40巻 4 号872頁)) に関する表現はその価値が重要視されており、報 道機関がこれらの情報を、独立した立場から編集 し報道する自由の保障は、民主主義社会にとって 欠かせないものとなる。そのため日本では、編集 の自由、編集の独立の原則が対外的に(公権力に より) 脅かされないような構造が目指されてき た⁽¹⁾。一方で、対外的に同自由が保障されていて も、1で触れたように、報道機関の内部における 編集の自由のあり方により、メディアが期待され る民主的役割を発揮できない場合がある。

かかる観点から、資本の論理・市場の論理に傾斜しがちな経営陣が記事や番組の決定権を持つという業界内の慣行(『編集権声明』日本新聞協会、1948)や、記者・ジャーナリストの記事内容や編集者の編集上の意思決定に対して経営陣が個別具体的に改変指示を行うことを可能とする組織的構造が批判され(花田、1997)、報道機関における対内的な編集の自由のあり方の検討が、情報法・メディア法研究やジャーナリズム研究の伝統的な問題関心となってきた。また近年も報道機関による自主規制の文脈で、経営陣等をはじめとする様々な圧力からの編集の独立を目指す規範の策定やそれに伴う自主的な取組みが展開されている⁽²⁾。

先に述べたように、OPが台頭する現在のメディ ア環境においてこそ知る権利に奉仕する報道機関 の編集のあり方が重要さを増すことや、さらに、 近年では法や政策の観点からのみならず、報道機関内部の編集行為の実態(報道されるまでのプロセス)を実証的に明らかにする研究(辻・中原、2018)も展開されていることからも、編集の自由を研究対象として、同自由のあり方を検討することの意義はいまだに失われていないと考える。

2.2 ノルウェーの事例を研究対象とする意義

日本におけるこれまでの編集の自由に関する代表的な研究は、諸外国の法・制度・政策の動向・展開を事例研究として報告するスタイルのものや、日本の状況との比較を視野に入れて論じるものが多い。1980年代には、アメリカ、イギリス、スウェーデン、デンマーク等の動向を取り上げる研究(3)もあったが、日本では、ドイツとフランスを対象とした研究の蓄積が特に多いように思われる。

ドイツに関して、「内部的自由」を保障する立法の動向や理論との比較研究が数多く行われてきた⁽⁴⁾。内部的自由(論)とは、組織体の上層部に対して、編集者や記者・番組制作者の権利を保障しようとする議論、あるいは編集の自由の享受主体の区分をめぐる概念を指す(浜田、1990:91)。ドイツにおける内部的自由論のように、所有者・経営者だけではなく編集者(記者)も、編集の自由を「分有」している(石川、2000:188)という理論上の認識が、日本の状況とは対照的であったため、比較考察が多く行われたのである。フランスについては、労働法にジャーナリストの信条保護(良心条項)の規定が置かれており、この良心条項に関して、内部的自由の保障との関連で詳細に研究されてきた(大石、1999)。

2013年には、ドイツ、フランス、イギリスの内部的自由をめぐる最新の動向・理論を検討し、日本における内部的自由の可能性を論じる学術研究書が刊行されている(花田編、2013)。しかし、2000年以降、かかる議論の発祥の地とも言われていたドイツでは、これらの議論は「政治的にも学術的にも期限の過ぎた、重要でない事柄」(ゲ

ルト・コッパー, 2013:273) であるとみなされているという。日本においても近年は特に、編集の自由や内部的自由に関する法的・政策的研究が、以前と比べ、発展を見せていない状況にあるとみえる。

しかしながら、本研究の対象とするノルウェーでは、インターネットメディアが台頭する近年においても、編集の自由や内部的自由の意義や重要性が強調され、積極的な政策が展開されている。加えて、ノルウェーは、伝統的に編集(者)の自由に敬意が払われてきた地域であり、編集の自由に関して多くの議論が行われてきた。また、国際ジャーナリスト組織「国境なき記者団」が2002年以降、毎年発表している「報道の自由度ランキング」では、ノルウェーは何年にもわたってトップクラスにあり、編集の独立性が高い地域として評価されている(Reporters Without Borders HP)。

このようにノルウェーは、編集(者)の自由の保障に関する先進的地域であり、編集上の独立性の高さが国際的にも評価されているが、日本においてノルウェーの編集の自由を直接に対象とする研究は見当たらない。そのため事例研究としての意義があると考えられる。

また、ヨーロッパ全体を眺めれば、EUにおいて編集上の独立性の保障等を内容とするメディア自由法(European Media Freedom Act)の提案が2022年9月になされ(European Commission HP)、近年の国際社会においても編集の自由のあり方が関心事となってきていることが伺える。そのため、日本のみならず国際的な観点からも、先進的地域であるノルウェーの議論の有効性を指摘できると考える。

2.3 国家関与のあり方への示唆

ノルウェーでは、編集(者)の自由の保障、つまり報道機関内部のガバナンス・自律の領域への 法政策的介入によっても、編集上の独立性が維持 されている地域であると評価される。さらに、「編 集メディア」⁽⁵⁾の果たす機能・役割の重要性が認識され、同メディアへの助成・支援策が展開されている地域でもある。

他方、日本では、古くからこのような国家によ る言論市場への政策的介入に関して、その効果に は一定の評価が得られていることから検討に値す る研究課題であると考えられてはきたものの(石 川、1977:35-36)、主観的権利としての表現の 自由との関係で疑義を生むため、現実には、内部 的自由の保障や助成にかかわる何らかのシステム を主張するには、きわめて抵抗が大きいとされて きた(大石, 1999:143-144)。したがって、例 えば、内部的自由の保障に関しては、2.1で触れ たように法・政策によらない報道機関の自主的な 取組み(自主規制)により、編集の自由の対内的 側面の保護、すなわち編集者をはじめとする構成 員の自主性・自律性・独立性の確保がなされてき た(6)。このように表現の自由の伝統的な理解に基 づき, 言論市場への国家介入を寄せ付けないため の自己規律は高く評価されるべきであるが、その 一方で、内部的自由というコンセプトは、現実に はスローガン止まりで実効性に乏しいと評価され ることもある (花田, 2013:302)。

しかし近年においては、日本と同様に国家関与に否定的であるアメリカにおいても、言論市場への適切な国家関与を一定程度受け入れ、報道機関への助成・支援の必要性を論じる方向性が一部で生まれている(Olsen et al, 2020)。日本でも、アメリカの近年の合衆国憲法修正 1 条の議論を詳細に検討し、国家の言論市場への関与について論じた上で、日本に適用可能な普遍的な論点を析出しようとする研究が行われている(水谷、2020c)。そのため、編集(者)の自由の保障、編集メディアへの助成の実施によっても、編集上の独立性が維持されているノルウェーの政策・制度を検討することは、報道機関と国家(政策)との距離・関係の問題を検討する上でも有益な視点を提供しうると考える。さらに日本では、ヨーロッパ各国の

メディア政策を概観して、ノルウェーの状況に若 干言及しつつ助成策の必要性等を指摘する文献が 存在するが(広瀬、2009)、具体的な制度や政策 に関しては触れられていないため、これらを詳細 に検討することには意義があるといえる。

また、先に述べたメディア自由法の提案以前より、EUでは、偽情報(disinformation)等の有害な情報、及びその蔓延・拡散の問題へ対処するため、言論市場の正常化を図るアクターとして報道機関の重要性を認識し、報道機関への助成・支援を通してその機能を強化するための方策・計画を具体的に提示している(European Commission、2020b)。しかし、編集の独立の原則とのバランスがいかに保たれるかは詳細に明らかにされていないため、ここにおいても先進的地域であるノルウェーの議論を参照する意義があると考える。

3 ノルウェーにおける編集の自由とメディ ア政策

3.1 自主規制から法的規律へ

ノルウェーではかつて、職能団体と報道機関の定める自主規制規範である「編集者綱領」 (Redaktørplakaten) により、編集の独立、すなわち編集(者)の自由を担保する取組みがなされてきた。その後、1990年代半ば頃から、メディア政策において同綱領の法制化が主張されるようになり、その結果として2008年に、編集の独立に関する規定を置く、「メディア自由法」 (Mediefridomslova、Lov 13. juni 2008 nr. 41 om redaksjonell fridom i media) が成立した。

3.1.1 編集者綱領

編集者綱領について、その歴史は古く、1953年に、 所有者や経営者のための組織である全国ノルウェー 新聞協会(Norske Avisers Landsforening、現全国 ノルウェーメディアビジネス協会Mediebedriftenes Landsforening)と、編集者のための組織であるノルウェー編集者協会(NorskRedaktørforening)の間に成立した(NorskRedaktørforening HPb)。同綱領の目的は、編集者の主たる職務・職責を明らかにし、所有者・経営者・取締役会との関係を規律しようとするものであった。具体的な内容に関して、まず同綱領の冒頭には、編集者が表現の自由、報道の自由、情報の自由を守るべきであり、編集者として、自由なメディアの民主的役割と公益に仕える意見を促進すべきことが確認されている。さらに編集者は、メディアの基本方針と目的に従い職務を遂行し、この枠組みの中で、編集者がメディアの内容と意見を形成・決定する独立したリーダーシップと完全なる自由を享受することが明記されている。

この編集者の自由について、公的機関、所有者、スポンサーやその他の利害関係者のいずれも、編集者の自由に介入できないこと、すなわち編集の独立の原則が記されている。また、責任に関しては、編集者が編集局の活動に全責任を負うこと、さらには、メディアのコンテンツに対して個人的かつ完全な責任を負うことが示されている。このように、編集者の果たす社会的・民主的役割の重要性が認識され、編集(者)の独立の原則を徹底するよう求めている。

加えて、同綱領の規範にいかに拘束されるかという点に関連して、実効性を維持するための仕組みも存在している。例えば、ノルウェーメディアビジネス協会の定款によれば、同協会の加盟社となるためには編集者綱領に示される「責任ある編集者」が組織内にいることが条件となっている。また、ノルウェー編集者協会の定款では、メディアの所有者・発行者が編集者綱領を承認していることを入会の前提として求めている。さらに、ノルウェージャーナリスト協会(Norsk Journalistlag)や地方紙の組織(Landslaget for lokalaviser)においてもメンバーシップを通して同綱領の遵守を求めている(Kultur- og kyrkjedepartementet、2007:8)。このようにノルウェーでは、伝統的に編集(者)

の自由に敬意が払われ、メディアによる私的自治により同自由の保障が担保されてきた。しかし、1990年半ば頃より、単一資本による複数メディア所有、すなわち所有権の集中に伴う言論の多様性の減少の問題が危惧され、同問題に対して、編集局の独立性を強化することにより対処する方向性が示された(Eierskapsutvalget、1995)。具体的な施策としては、編集者綱領の法制化、すなわちメディア自由法の制定作業が進められた。

3.1.2 メディア自由法

メディア自由法の目的規定には、編集の自由の保障が記されている(1条)。そして同法の対象となるメディアを明らかにし(2条)、編集者をメディアに置く義務を定めた上で(3条)、編集の自由の保障と編集の独立を規定している(4条)。

同法の目的規定に関しては、編集の自由の保障が、メディアが民主的役割を果たすための前提条件であり、意見形成や公共的議論のアリーナであるという事実に関連すると説明されている(Kultur- og kyrkjedepartementet、2007:22)。次に同法の対象は、「ニュース、時事問題、公共的議論のジャーナリズム的制作と普及」に携わる「日刊紙、あるいはその他の定期刊行物」、放送法(Lov av 4. desember 1992 nr. 127 om kringkasting)に定める「放送」、及びこれらと同様の目的と機能を有する「電子メディア」となっている。すなわち「技術中立的」に適用される形をとっている。そして同法の対象となるメディアには、編集者を置く義務を定めている。

同法の核となる4条では、編集者が、メディアの基本方針や目的の枠組みの中において編集の自由の行使主体であることを明確にしている。さらに、メディア所有者またはその代理人は、編集にかかわる事柄について編集者に指示できず、また、(コンテンツとして)公になる前に、文章、テキスト、映像、資料の参照を要求できないことを定めている。この4条が編集者綱領の内容・趣旨を

最も反映している規定である。

具体的な編集者の権利としては、資料の選択、意見や観点の提示等を含んだ編集上の決定権に加えて、組織、管理、編集スタッフの任命、編集スタッフに割り当てられた予算の配分等の編集局の日々の管理と運営に関する決定権も含まれている。こうした編集者の権利への所有者による干渉は同条により禁じられるが、さらに同条は、所有者が、内容に限らず、特定の政治的、社会的、またはその他の問題に対する編集者の態度についても指示できないことを求めていると解されている(Kultur-og kyrkjedepartementet、2007:19)。

このように、私的自治の領域で行われていた編集者の自由の確保が、メディア自由法により法制化されたことで、編集(者)の社会的役割・意義が法によっても認められ、編集の自由、及び編集の独立の原則がより強固なものとなった。また、編集者がメディア所有者の基本方針と目的に沿い、この枠組みの中で職務を遂行する限りにおいて、ノルウェー憲法100条4項に定める検閲の禁止とも矛盾しないと解されている(Ytringsfrihetskommisjonen、1999:127)。

その後、2.3でも触れたEUの近年の動向と同じように、ノルウェーにおいても、インターネットメディアの台頭したメディア環境において生じる諸問題への対処を迫られる中で、編集(者)の自由の保障に加え、同自由を享受・行使するメディアへの支援の重要性が強調されてきた。

3.2 メディア支援法

ノルウェーにおいては、編集(者)の自由を享受・行使し民主的・社会的機能を発揮するメディアが、デジタルイノベーションにより新規参入してきたジャーナリスティックな動機を持たないメディアに市場を奪われるという危機感から(Mediemangfoldsutvalget, 2017:152)、具体的な助成・支援の方策の検討作業が進んだ(Kulturdepartementet, 2019)。

すでにノルウェーには、5つの直接助成金制度

が個別に存在しており (Skogerbø & Karlsen, 2021:98-99),編集の自由との関連でいえば,助成の条件として,編集の独立の原則が確立していることを求めるものがある。「日刊紙の制作助成金に関する規則」(Forskrift 7. november 1996 nr. 1015 om produksjonstilskudd til dagsaviser)は,経済的に不利な新聞や発行部数の少ない新聞に対する助成金に関する規則であり,同規則3条6項には,助成金を受ける条件が定められている。ここでは,編集者綱領を遵守すること,すなわち,編集者が在職し,同綱領に示される編集の自由の保障,及び編集の独立が確保していることを,助成の条件としているのである。

このように編集(者)の自由の保障を助成の条件とすることによって、メディア自由法の規定がより実効力を持つ規範として機能することが期待される。その一方で、ジャーナリズムの私的自治の領域への国家関与が進み、編集の独立性が脅かされるおそれも否定できない。とりわけ、近年のメディア環境において、編集(者)の自由を享受する伝統的なメディアの衰退に歯止めをかけるための助成は重要な意義を有していることから、当局との財政的結びつきが生じメディアを国家に依存させるという問題(Kulturdepartementet, 2019:8)を生まない制度設計が求められた。

このような背景もあって、これまで法制化されていなかった5つの個別直接助成金制度に法的根拠を持たせつつ、編集の独立性を強化する「メディア支援法」(Mediestøtteloven, Lov 18. desember 2020 nr. 153 om økonomisk støtte til mediene)の制定が目指された。

2020年に施行された同法の目的規定には、「財政的枠組み」と「メディアの独立性」の向上により、「編集者が管理するジャーナリズムメディア」の多様性を促進することが記されている(1条)。その上で従来の5つの直接助成制度の目的を明らかにしている(4条~9条)。編集の独立性に関しては、当局との依存関係へ対処する目的で、直

接助成を管理・運営する独立した評議会(メディ ア支援評議会、Mediestøtterådet) の新設が提案 されていたが (Kulturdepartementet, 2019: 60)、ノルウェーでは、そもそも伝統的に編集の 独立の原則に敬意が払われてきたことや、編集の 自由を確保・保護する法律が存在すること等を理 由に、新設が見送られた(Kulturdepartementet, 2020b:19)。しかし、メディア支援評議会の新 設ではなく. ノルウェーメディア機関(7) (Medietilsynet) による支援のマネジメントと, 同機関の決定に対して裁定を行うメディア苦情委 員会 (Medieklagenemnda) (11条後段) により 助成制度を運営していくことが同法には定められ た。重要なのは、ノルウェーメディア機関とメディ ア苦情委員会の決定・判断に、国王、及び監督省 庁である文化省が指示・介入できないことを法定 化した点である(11条前段)。このようにメディ ア支援法では、独立性の高い専門委員会を新設す ることはせず、同法の適用範囲において既存の専 門機関の独立を保障するというアプローチで、編 集上の独立性を保つ形をとった。

以上のように、ノルウェーにおいては、編集(者)の自由の保障が強固なものとなり (3.1)、その自由を享受・行使する編集メディアに対して、編集の独立性を担保しながら支援・助成する制度が法的根拠に基づき展開されている (3.2)。このような強化・支援・助成という方向性に加えて、編集の自由の享受・行使主体の責任を明確化しようとする流れも存在する。

3.3 メディア責任法

先に述べたメディア自由法は、編集者に特有の自由を保障しているが、この自由の行使に伴う編集者の責任を明確化することで、編集メディアの信頼性や質のさらなる向上を図ろうとする政策が展開されている。そして2020年には、「メディア責任法」(Medieansvarsloven、Lov 29. mai 2020 nr. 59 om redaksjonell uavhengighet og

ansvar i redaktørstyrte journalistiske medier) が成立した。

同法は「編集者の独立性を保障し、編集者が管理するジャーナリズムメディアで公開されるコンテンツに対する明確な責任を確立することにより、オープンな公共的議論を促進する」ことを目的としている(1条)。この目的規定の背景には、デジタルイノベーションにより生じる言論市場の弊害に対し、確固たる報道倫理とジャーナリズムの原則に従い運営されるメディアこそが、専門的な価値判断(編集)を経ていないインターネット上のコミュニケーションに対する、信頼できる代替手段として機能する(Kulturdepartementet、2020a:6)という期待がある。

同法の対象は、「ニュース、時事問題、公共的議論、あるいは一般的に関心のあるコンテンツの、定期的なジャーナリズム的制作、公開を行うメディア」(2条)である。メディア自由法の対象と同様に技術中立的な適用となっている。ノルウェーでは、表現者の負うべき責任が、伝達される媒体ごとに異なり断片的な適用となっていたため、編集者の責任が複雑かつ不明瞭であることが指摘されてきた(Ytringsfrihetskommisjonen、1999:246-248)。そのため同法により技術中立的な適用に一本化する方策がとられることとなったのである。

さらに同法では、編集に関連する義務を定める 規定が新設された。発行者が編集者を任命する義 務(4条)、編集者が誰であるかを明示する義務, 及び編集者の氏名、住所、電子メールアドレス, 直接連絡を取ることを可能とするその他の情報, にユーザーがアクセスできるようにする義務(5 条)をそれぞれ定めている。これらについては, 編集者が誰であるかという情報を提供する義務を 課すことにより、明確な責任や透明性が生まれる ことを見込んでいる(Kulturdepartementet, 2020a:7)。

加えて同法は、編集者が管理するオンライン

ジャーナリズムメディアにおいて、ユーザー生成 コンテンツに関連する編集者の特定の義務を定め ている。ユーザー生成コンテンツを「メディアユー ザーが編集者の管理・制御外で公開したステート メント」(3条(d))と定義した上で、編集者には、 ユーザー生成コンテンツをメディアの編集コンテ ンツから明確に区別し、どのコンテンツがユー ザー生成コンテンツにあたるかを明示することを 求めている(6条前段)。その上で、編集者に、 違法なユーザー生成コンテンツの通知を促進する 義務を課し、ユーザー生成コンテンツが削除され たり、コンテンツへのアクセスが遮断されたりし た場合には、編集者は可能な限りコンテンツの作 成者に通知し、また通知者に対し、異議申立てや 訴訟の機会に関する情報を個別に提供することを 求めている(6条後段)。

同法では、こうした義務を明らかにした上で、 編集者の責任についてそれぞれ規定している。ま ず, 原則として, 一般的に適用される法に従い, すべての人が自身のなした表現の内容について. 刑法、及び不法行為法に基づく責任を負うことを 確認し(8条)、同法では、これらの例外あるい は補足としての編集者の特別の責任について規定 している。ユーザー生成コンテンツに関しては、 編集者、または編集者に代わって職務を遂行する 者が、その公開等の行為に故意が認められる場合 にのみ、刑事責任を負うとされる。そして、重大 な過失が認められる場合に、編集者、または編集 者に代わって職務を遂行する者が損害賠償責任を 負うとされている(13条前段)。これらの刑事責 任または不法行為責任の条件を満たした場合で も、過度の遅延なしに、違法なコンテンツへのア クセスを削除または禁止するために必要な措置を 講じることで、編集者の免責を定めている(13 条後段)。

こうした義務・責任を明らかにした上で、メディア自由法の規定を引き継ぎ、編集(者)の自由、編集の独立の原則(7条)を保障する構造となっ

ている。同条は、編集コンテンツに関連する決定とマーケティングの公開に関連する決定の両方に適用される。同条は、編集者が広告コンテンツに対しても大きな影響力を行使することを可能とするため、ジャーナリズムの質の向上に寄与するものであるといえる。さらに、先に述べた6条と13条に絡んで、コンテンツを削除するかブロックするか等のユーザー生成コンテンツに関連する決定も「編集上の問題」と見なされる(Kulturdepartementet, 2020a:103)。

このように、同法では編集者に特有の自由を保 障しつつ、その自由の行使に伴う責任を明確化す ることで、編集メディアの民主的役割のさらなる 強化が図られた。同法では、ユーザー生成コンテ ンツが基本的には作成者 (ユーザー) の責任であ るとする原則が示されているが、編集者が管理す るオンラインジャーナリズムメディア上で違法な ユーザー生成コンテンツが公開された場合、編集 者も共同で責任を負うことが明らかにされてい る。一方で、編集者は、編集コンテンツとユーザー 生成コンテンツを区別し明示する義務, 及び違法 なユーザー生成コンテンツの通知を促進する義務 を果たした上で、過度の遅延なしに必要な措置を 講じた場合に、 違法なユーザー生成コンテンツの 公開に関する法的責任から免除されるという大枠 が示されている (Kulturdepartementet, 2020a: 106)。これにより、編集メディア上でのオープン な公共的議論の質が保証されることとなる。

4 考察

4.1 編集(者)の自由のあり方

ノルウェーの編集者綱領の法制化は、「オープンかつ啓発された公共的議論を促進する条件を作り出す」という国家当局に課せられた責務(ノルウェー憲法100条6項)に鑑み、重要な施策として、積極的に展開されてきた。しかし、言論市場への国家の積極的な関与が、メディア所有者の主

観的権利としての表現の自由にいかなる影響を及ぼすかを評価し、その調和を図ることも肝要である。実際に、ノルウェー国内においても、編集者が自身の享受する自由を乱用するおそれや国家が法を通して同自由を危険にさらす可能性が危惧されていた(Rolland、2007)。しかし政府もメディア所有者の権利を侵害しないような配慮が必要であることを意識していたこともあって(Justisog beredskapsdepartementet、2004:168-169),慎重に議論が進められた。

現在、メディア自由法における編集の独立の規定を引き継いだメディア責任法7条には、「編集者がメディア所有者の基本方針と目的に沿い、この枠組みの中で職務を遂行する」ことが明記されており、この限りにおいて、所有者の権利の侵害ともならず、憲法100条4項(検閲の禁止)とも矛盾しないと解されている(Ytringsfrihetskommisjonen、1999:127)。このように所有者の権利に配慮した上で、先に述べたようにオンラインメディアや広告をも含む編集者の編集上のプロセス・意思決定や、人員配置や経費等のマネジメント的要素を含む決定にまでメディア責任法による保護が幅広く及んでいる。これにより、政治的・経済的圧力から編集の完全性を守ることが可能となり、ジャーナリズムの質の向上が図られる。

このように、ノルウェーでは編集者綱領を遵守する編集者こそが、高度な倫理基準に基づき、専門性に裏付けられた表現活動を行うプロフェッショナルとして位置付けられてきた。誰もがジャーナリストのように情報の発信者となり得る現在のメディア環境において、一般の表現者が容易には体得できない、高い独立性・倫理性・専門性を有する編集者に特有の自由(特権)を与えることの意義は、玉石混淆の情報が氾濫するデジタル時代にこそ大きいといえる。

近年のメディア環境においては、表現者(ここでは例えばメディア所有者)に徹底的な表現の自由を与えるだけでは言論市場はうまく機能しない

ため、日本においても「情報流通のシステム全体のデザインを踏まえたアプローチ」が求められており、国家の「より積極的な役割」の必要性が説かれている(水谷、2020a)ことや、「専門的知識を駆使して、良質な報道を行うこと」によってレガシーメディアの「存在意義を明確化」することが求められている(波多江、2022)ことからも、筆者は編集(者)の自由の法的保障の可能性を検討することは重要であると考える。

ノルウェーの事例に即してみれば、所有者の表現の自由に配慮しつつ、編集者の自律や独立を保護するというスタンスは重要であるといえる。所有者・経営者が大枠のみを提示し、その範囲内で編集者がその自律性を発揮できるという制度それ自体は、日本のジャーナリズムの現場・実態を眺めた場合も違和感は少ないように思われる(藤竹・竹下編、2018:46)。しかし法的に見れば、ノルウェーのように、編集者に日々の編集業務から人員配置の権限に至るまで非常に広範にわたる自由を保障することは、所有者・経営者の自由への相当程度の介入となるといえる。そのため、保障される編集者の自由の射程を狭く採り、所有・経営/編集という分業体制で同自由を協働で担う形式にする等のバランスを考慮する必要があると考える。

このように編集者の自由の保障に関して、上に述べたようなバランス等を考慮することで、何らかの形で国家が関与する余地が生まれ得ると考える。ただし法制化する場合でも、見解規制のような強度の規制が生じないアプローチを採り、極めて慎重に制度設計がなされるべきであるいえる。

さらに、後述する助成制度の考察とも関わるが、 編集者の自由の確保については私的自治に任せつ つ、実効性を担保する手段の1つとして、編集者 の自由の確保を助成の条件とするという方策も考 えられる。

また,日本の伝統的な表現の自由の理解に則り,編集者の自由と独立の原則に,法的保護を与えないにしても,法制化前のノルウェーのような職能

団体等による自主規制(私的自治)の取組みは参考となるだろう。特に、各種職能団体へのメンバーシップを通して、編集者綱領の規範に拘束される仕組みは、2.3で述べたスローガン的な段階よりも一歩進んで、実効力を持たせることが可能となると考える。

このように、メディア環境の構造的変化、報道機関に求められる役割、及び国家関与の可能性を考えると、少なくとも、所有者・経営者のみに「編集に必要な一切の管理を行う権能」を与えている『編集権声明』(日本新聞協会、1948)の規範は、デジタル時代には馴染まず、本節で述べたことに留意しながら再考されるべきであると考える。

4.2 編集メディアへの助成

4.1でも少し触れたが、ノルウェーでは、編集 者綱領を遵守し、編集の独立が確立していること を助成金供与の条件の1つとする直接助成制度が 存在している。さらに、助成により編集の独立性 が揺るがないような制度がメディア支援法により 設計されている。

こうした助成策について、いわゆる伝統的なジャーナリズムメディアがデジタルイノベーションにより経済的に存立が危ぶまれている状況で、手放しにメディアに資金投入するのではなく、編集の完全性(編集者の自由の保障と編集の独立)を条件として助成するという観点は有益であると考える。この点に関連して、ジャーナリズムが民主政にとって不可欠な機能遂行を行う上で重要な特権は、機能遂行に必要であることが論証できる限りは、その切り下げは認められるべきではないと主張される(水谷、2020b:204-205)。そのため、助成金が編集の独立性を脅かすことなく供与された上で、さらに編集メディアが果たす機能を強化することが明らかである場合には、有用な制度として機能することが期待される。

しかし編集の独立性に関して、メディア支援法 で独立性の高い専門委員会の新設が見送られた点 には留意が必要である。ノルウェーは編集者の自由の保障と独立の伝統が存在する地域であるため、新設ではなく既存の専門機関の独立性を向上させることで十分対応可能であるとしているが、一般的には、公正・公平に、そして透明性が保たれた上で供与するために、専門家や各種業界団体、研究・学術部門、市民社会グループ等が、助成決定までのプロセスにアクセスでき、意思決定にも参与できる機関・仕組みの設立が望ましいといえる(Dragomir、2017)。また、どのメディアを助成対象とするか、直接助成とするか、あるいは減税・免税等の間接助成とするか等の判断、さらには助成の結果の評価等は、監督省庁やその息のかかった機関ではなく、国家から独立した機関が行うべきであると考える。

日本では、間接助成(会社法上や税制上の優遇 措置、財政上・経営上の優遇措置)が行われてき たが、直接助成についても上記に留意しつつ検討 する途も残されていると考える。しかしそもそも 特権を付与するに足りるパフォーマンスを発揮で きるメディアが存在しない場合には、この議論は 成り立ち得ない。ノルウェーで見られる編集の完 全性の確立こそが、民主政に資する機能を発揮す る上での基礎であるといえるため、編集者の自由 の確保とそれにリンクした編集メディアへの助成 策は、1つの政策パッケージとして展開される場 合に有効性を発揮すると考える。

4.3 オンライン上の編集者の責任

ICTの発展により、編集者がオンラインメディアを管理することも多くなっている状況において、メディア責任法では、編集者の自由の保障のみならず、その自由の行使に伴う責任を明確にした。近年、オンライン上の有害・違法な情報やその公開・流通による権利侵害の問題に対してOPの果たす役割が検討されているが、インターネット上の「媒介者」の責任を明確にする電子商取引法(Ehandelsloven, Lov 23. mai 2003 nr. 35

om visse sider av elektronisk handel og informasjonssamfunnstjenester) と並んで、メディア責任法では、オンラインジャーナリズムメディア上のユーザー生成コンテンツに対する「編集者」の責任を明らかにしている。

同法では、オンラインメディアに関する各種判断も編集上の決定であることを確認し、編集者が責任を負うことを明確にした。一方で、編集者の自由に配慮する形で、編集者が一定の義務を果たし、必要な措置を講じた場合には、ユーザー生成コンテンツが基本的には作成者(ユーザー)の責任であるとする原則を示した。

ノルウェーのメディアが遵守する報道倫理ガイドライン(Vær Varsom-plakaten)においても,編集に従事するスタッフに,同ガイドラインに違反するオンラインユーザー生成コンテンツを迅速に削除することを求めているが(NorskRedaktørforening HPa),この自主規制規範がメディア責任法により法的根拠を得て具体化・明確化されたということになる。このように,オンライン上の違法情報に関する編集者の予測可能な責任を明確化することにより,編集メディアの民主的機能の強化が図られた。とりわけ,編集者が管理するオンラインジャーナリズムメディアにおける,オープンな公共的議論の質が担保されるようになった。

ノルウェーは伝統的に、報道倫理が早くから確立していた地域であり、編集者が高度な専門性と倫理性を備えている。そのため、そうしたプロフェッショナルとしての編集者に特有の責務を、法により定めることで、一層、編集メディアの民主的機能を強化することが可能となる。一方、日本では、このオンラインモデレーターとしての機能や責任を編集者にだけ求めることは現状、かなり負担が大きいように思われる。

この点に関連して、日本ではそもそも、編集者が管理するオンラインジャーナリズムメディアにおいてユーザーによる議論が活発に行われるということは少ない。多くは、OPが提供するニュー

スポータルサイト等に集約される報道機関のコンテンツや、動画共有サービスに報道機関がアップロードする視聴覚コンテンツに対して、コメント投稿という形によって行われることが一般的である。このように現状、(編集者ではなく) OPにより管理・提供される場、構築されたシステムに依存してコンテンツが流通しているため、オンライン上の違法・有害なユーザー生成コンテンツへの対処に関しては、インターネット上の媒介者の責任を明確化する、いわゆる「プロバイダ責任制限法」やOPの自主的取組みの果たす役割が大きい。しかしノルウェーの事例のように、オンライン空間の規律に編集者が果たす役割を、「責任」という観点から強調する視点は示唆的であると考える。

ノルウェーのように編集者の特定の責任を法定化するかは別として、オンライン上の媒介(編集)の責任(違法なユーザー生成コンテンツによる権利侵害や有害な情報の流通)に関して、OPだけの責任を増大させ対処していくというよりも、同じ言論市場のアクターである、編集者(報道機関)とOPが業界の垣根を越えて連携して対処していく取組みが不可欠であるといえる(水谷, 2021)。

この編集者や報道機関の責任は、ユーザーのメ ディアリテラシーとも深く関わるものである。こ のように捉えた場合、コンテンツの供給者である 報道機関が市民のリテラシーの向上に寄与するこ とでメディア環境全体の秩序に関与するという観 点から、その責任・役割を検討することも有益か と思われる。例えば、ヨーロッパ全体を眺めた場 合、欧州委員会は、市民のメディアリテラシー育 成活動に対して報道機関のジャーナリストの関与 を推奨・支援し、こうしたリテラシーの涵養のた めのプロジェクトに資金提供する姿勢を示してい る (European Commission, 2020a)。このよう に、OP側では培われてこなかったジャーナリズ ムの倫理・規範、に基づき活動する編集者(報道 機関)の役割を強調した、政策・取組みも重要で あるといえよう。

また、ノルウェーにおいて、オンライン上の違 法なコンテンツによる権利侵害の救済という観点 からは、「slettmeg.no」という非司法的救済制度 が重要な役割を果たしている。同サービスはオン ラインにおいて、プライバシー権等の権利侵害を 受けたユーザーのために、 救済のためのアドバイ スを無料で行っている(Hovlid, 2018)。同サー ビスはオンライン上のすべての権利侵害を対象と しており、編集メディア上の権利侵害には限定さ れてはいないが、このようなオンラインを対象と したサービスも事後的ではあるが、オンライン上 の編集(媒介)責任に関わる制度として位置付け られる。日本では、媒介者責任に関わる法(制度) と司法的救済制度を発展させていくとともに、こ うしたオンラインを対象とした非司法的救済制度 の設計も、オンライン上の編集責任に関連するも のとして検討されていくべきだと考える。

このように、オンラインにおける編集者の責任に関して、日本とノルウェーの状況は異なるが、ノルウェーの事例のように編集者が享受・行使する自由に伴う特別の責任を明確化(法定化)することや、オンライン空間の規律に編集者が果たす役割を強調するアプローチは、メディアの民主的機能の強化のためには肝要であるといえる。

5 おわりに

以上,本稿では、ノルウェーの編集(者)の自由に関わるメディア政策を辿りながら、日本の参考となりうる普遍的な論点の析出も意識して考察を進めてきた。ノルウェーでは、①編集者の自由の保障、編集の独立の原則の強化(法制化)、②編集者の自由を享受し、民主的機能を果たすメディアへの支援・助成、③編集者に特有の自由の行使に伴う責任の明確化、という3つの方向性があることを見た。

これらの議論を踏まえ、日本の編集者の自由の保障に関しては、メディア環境全体の状況をトー

タルに勘案した上で、国家関与の余地について検 討を加えた。ここでは国家が何らかの形で関与す るとしても所有者・経営者の自由に対して. 強度 の介入・影響が生じないよう、慎重に制度設計が なされるべきことを確認した。さらに、メディア 環境全体をデザインするという観点からは、編集 メディアへの助成制度が、編集上の独立性が揺る がないよう設計されている場合には有効であり. とりわけ、編集者の自由の確保とそれにリンクし た編集メディアへの助成策がセットで展開される ことが重要であると指摘した。そして責任の議論 に関しては、報道機関とOPの協働、オンラインを 対象とした救済制度の設計の可能性について述 べ、自由の行使に伴う責任の明確化や、オンライ ン空間の規律に編集者が果たす役割を強調する視 点が、肝要であることを確認した。こうした編集 の自由へのアプローチによって、日本の編集メディ アは民主的役割を果たすことができると考える。

また、今後の課題として、ノルウェーのメディア政策に関する研究を深化させるとともに、別の地域との比較も視野に入れて研究を進めたい。

注

(1)放送における編集の自由に関しては,新聞・出版分野には存在しない,法による一定の制約を受けている。放送法3条は,放送番組編集の自由を保障しているが,同法4条1項(番組編集準則)は,放送事業者の編集内容を直接に規律する形を取る。同準則に関しては,法的拘束力を持たない倫理的規定であるという前提のもと,自由競争の原則を支配させるだけでは国民の知る権利に応える情報の多様性が確保される保障は必ずしもないという理由から,周波数の希少性と放送の社会的影響力を根拠に,内容規制を合憲とする見解が支持されている(鈴木,2012:193-194)。さらに,第三者機関であるBPOが放送への苦情や放送

- 倫理の問題を扱っているが、このBPOという自主規制システムも、番組編集準則を倫理的規定であるとする説と同じく、編集の自由、及び編集の独立の原則を尊重し、これらが公権力に脅かされないようにするための機能を果たしているといえる。
- (2) 2009年に発足した関西テレビ「オンブズ・カンテレ委員会」が、自己の良心に反する業務命令を受けた場合に、当事者からの救済の申し出を受け付け、調査を行う活動を行っている。また、新聞では、朝日新聞社「編集権に関する審議会」の設置(2015)等の取組みが挙げられる。
- (3) 例えば,日本新聞協会第八次新聞法制研究 会編(1986),広瀬(1989)等で詳細に 検討されている。
- (4) 例えば、代表的な研究者として石川明が挙 げられる。さらに、ドイツ言論法研究者の 石村善治(石村、1993)等の研究が挙げ られる。
- (5) ノルウェーでは、編集者の自由が保障されているメディアを、「編集されたメディア」 「編集者が管理するメディア」「編集者が管理するジャーナリズムメディア」等とも呼ぶ。
- (6) 2.1で述べたもののほか、毎日新聞社「編集綱領」(1977)、新聞労連「新聞人の良心宣言」(1997)、民放連「日本民間放送連盟 報道指針」(1997)等が代表的な自主規制規範として挙げられる。また、1960年代~1970年代にかけて、司法の判断によっても、報道機関で働く編集者やジャーナリスト等の自律性が一定程度支持されてきた(西土、2012)。山陽新聞事件判決(広島高判1968.5.31判時547号87頁)や西日本新聞公明党賃刷り事件判決(福岡地判1971.6.29判タ267号358頁)では新聞労働者による内部批判が認められ、アド

- リブ放送事件判決(広島地判1975.6.25判時792号90頁)では、アナウンサーの自律性を認める判断が示されている。
- (7) 同機関は、ジャーナリストやメディア業界 での経験がある者たち等で組織される政府 機関であり、放送行政の監督等を行ってい る。

参考文献

- 芦部信喜(1986)「『表現の自由』概念と編集権」, 日本新聞協会第八次新聞法制研究会編『新聞の 編集権一欧米と日本にみる構造と実態―』日本 新聞協会, pp.188-198.
- Dragomir, M. (2017) Control the money, control the media: How government uses funding to keep media in line, Journalism 19(8), pp.1-18.
- Eierskapsutvalget (1995) Mangfold i media-Om eierkonsentrasjon i massemedia., NOU 1995: 3.
- European Commission HP, European Media Freedom Act, https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/european-media-freedom-act-proposal-regulation-and-recommendation> Accessed 2022, Dec. 9.
- European Commission (2020a) European democracy action plan, COM (2020) 790 final.
- European Commission (2020b) Democracy and media in the digital decade: supporting journalists and a stronger media sector, https://data.europa.eu/doi/10.2759/5714 54> Accessed 2022, June 1.
- ゲルト・コッパー (2013)「ドイツにおける『内部的プレスの自由』、コミュニケーション政治、そして公共圏概念の拡張」、花田達郎編『内部的メディアの自由一研究者・石川明の遺産とその継承一』日本評論社、pp.273-290.
- 浜田純一(1990)『メディアの法理』日本評論社

- 花田達郎 (1997)「メディア制度の閉塞と倫理の召喚」,法と情報刊行企画委員会編『法と情報 一石村善治先生古稀記念論集一』信山社, pp.141-162.
- 花田達朗(2013)「『内部的メディアの自由』の 社会学的検討―理論と現実の日独比較の視点か ら一」, 花田達郎編『内部的メディアの自由ー 研究者・石川明の遺産とその継承―』日本評論 社, pp.291-319.
- 花田達郎編 (2013) 『内部的メディアの自由一研究者・石川明の遺産とその継承一』日本評論社波多江悟史 (2022) 「報道機関の編集権と内部的自由」、水谷瑛嗣郎編『リーディングメディア法・情報法』法律文化社、pp.137-149.
- 広瀬英彦 (1989) 『現代コミュニケーション政策 論』情報社会学研究所
- 広瀬英彦 (2009)「ヨーロッパの新聞助成策の変 遷」、『新聞研究』696、pp.26-29.
- Hovlid, E. (2018) Regulation of online media in Norway", in Susi, M. et al. ed., Human Rights Law and Regulating Freedom of Expression in New Media: Lessons from Nordic Approaches, Routledge., pp.137-157.
- 藤竹暁・竹下俊郎編(2018)『図説 日本のメディア「新版]』NHK出版
- 石川明 (1977)「コミュニケーション政策の形成と研究者一"プレス基本法"の立法過程を中心に」『NHK放送文化研究所年報22集』, 花田達朗編(2013)『内部的メディアの自由一研究者・石川明の遺産とその継承』日本評論社 所収, pp.32-83.
- 石川明 (2000)「市民社会とメディア企業―『編集権』をめぐって一」,原寿雄編『市民社会とメディア』リベルタ出版,pp.162-193.
- 石村善治(1993)『言論法研究IV(ドイツ言論法研究)』信山社
- Justis-og beredskapsdepartementet (2004) Om Endring i Grunnloven \$100., St.meld. nr. 26

(2003-2004).

- Kultur-og kyrkjedepartementet (2007) Om lov om redaksjonell fridom i media., Ot.prp.nr. 19 (2007-2008).
- Kulturdepartementet (2019) Mangfald og armlengds avstand-Mediepolitikk for ei ny tid., Meld.St.17 (2018-2019).
- Kulturdepartementet (2020a) Lov om redaksjonell uavhengighet og ansvar i redaktørstyrte journalistiske medier (medieansvarsloven)., Prop. 31 L (2019-2020).
- Kulturdepartementet (2020b) Lov om økonomisk støtte til mediene (mediestøtteloven)., Prop. 138 L (2019-2020).
- Loecherbach, F. et al. (2020) The Unified Framework of Media Diversity: A Systematic Literature Review, Digital Journalism 8 (5), pp.605-642.
- Mediemangfoldsutvalget (2017) Det norske mediemangfoldet-En styrket mediepolitikk for borgerne., NOU 2017: 7.
- Michailidou, A. et al. (2021) Journalism, Truth and the Restoration of Trust in Democracy: The EU's Anti-fake News Strategy from a Public Sphere Perspective, ARENA Working Paper 7/2021.
- 水谷瑛嗣郎 (2019)「『国民の知る権利』の伏線 ービッグデータ・AI時代に表面化する二つの 『知る権利』」、『情報法制研究』 6, pp.57-68.
- 水谷瑛嗣郎(2020a)「『表現の自由』の現代的な 『カタチ』一フェイクニュース問題を切り口に 一」、『論究ジュリスト』33, pp.23-30.
- 水谷瑛嗣郎 (2020b)「マス・メディアの自由と特権」,山本龍彦・横大道聡編『憲法学の現在地』 日本評論社,pp.191-205.
- 水谷瑛嗣郎 (2020c)「思想の自由『市場』と国 家一表現の自由の『環境』構築を考える」,『法 律時報』92(9), pp.30-37.

- 水谷瑛嗣郎 (2021)「報道機関とプラットフォームの調和―デジタル空間と日本の民主政―」, 『新聞研究』834, pp.20-23.
- 日本新聞協会第八次新聞法制研究会編 (1986) 『新聞の編集権―欧米と日本にみる構造と実態 ―』日本新聞協会
- 西土彰一郎 (2012)「編集権と内部的自由」、松 井修視編『レクチャー情報法』法律文化社、 pp.104-119.
- NorskRedaktørforening HPa, https://www.nored.no/Etikk/Vaer-Varsom-plakaten Accessed 2022, June 1.
- NorskRedaktørforening HPb, https://www.nored.no/Redaktoeransvar/Redaktoerpla katen> Accessed 2022, June 1.
- Olsen, R. et al. (2020) Communal News Work: COVID-19 Calls for Collective Funding of Journalism, Digital Journalism 8 (5), pp.673-680.
- 大石泰彦(1999)『フランスのマス・メディア法』 現代人文社
- Reporters Without Borders HP, Press Freedom Index, https://rsf.org/en/ranking# Accessed 2022, June 1.
- Rolland, A. (2007) The Norwegian Editors' Code: The Magna Carta of the King's Mirror to Become Public Law?, Communication Law and Policy 12(1), pp.1-35.
- Skogerbø, E. & Karlsen, R. (2021) Media and politics in Norway, in Skogerbø, E. et al. ed. Power, communication, and politics in the Nordic countries, Nordicom., pp.91-111.
- 鈴木秀美 (2012)「放送・通信の規制」、松井修 視編『レクチャー情報法』法律文化社、 pp.180-198.
- 辻和洋・中原淳(2018)「調査報道のニュース生産過程に関する事例研究:地方紙における『高知県庁闇融資問題報道』での編集権に関わる編

集者と記者の組織行動に着目して」, 『社会情報 学』 7(1), pp.37-54.

Ytringsfrihetskommisjonen (1999) Ytringsfrihed

bør finde Sted-Forslag til ny Grunnlov § 100., NOU 1999: 27.